

平成 22 年度
ウェブデザイン技能検定
事業報告書

自平成 22 年 4 月 1 日
至平成 23 年 3 月 31 日

事業報告書

指定試験機関名:特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会

検定職種 :ウェブデザイン

事業年度 : 平成 22 年度(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

事 項	状 況
1. 平成 22 年度技能検定実施計画に係るもの	
1 試験科目の認定等 (1) 指定試験機関技能検定委員の選任の状況	【能開則第 63 条の 9 第 3 項及び第 4 項に関する事項についての状況】 指定試験機関技能検定委員 124 名 当該事業年度において 新規に選任した者（再任を含む） 124 名 試験業務等に変更があった者 0 名 解任した者 2 名
(2) 試験問題等の作成等の状況	【能開則第 63 条の 9 第 1 項に関する事項についての状況】 試験問題の作成方針及び試験問題の水準調整のため、指定試験機関技能検定委員会を次のとおり合計 19 回開催した。 ・実技試験問題作成に係るもの 7 回(1 級:1 回、2 級・3 級:6 回) 1 級の問題作成に係るもの 平成 23 年 2 月 10 日 実施 2 級・3 級の問題作成に係るもの 平成 22 年 4 月 16 日、平成 22 年 6 月 26 日 平成 22 年 8 月 10 日、平成 22 年 10 月 28 日 平成 22 年 12 月 10 日、平成 23 年 2 月 10 日 実施 ・学科試験問題作成に係るもの 7 回(1 級:1 回、2 級・3 級:6 回) 1 級の問題作成に係るもの 平成 22 年 10 月 28 日 実施 2 級・3 級の問題作成に係るもの 平成 22 年 4 月 16 日、平成 22 年 6 月 26 日 平成 22 年 8 月 10 日、平成 22 年 10 月 28 日 平成 22 年 12 月 10 日、平成 23 年 2 月 10 日 実施 ・試験運営に係るもの 5 回 試験結果の承認及び運営方針の確認に係るもの 平成 22 年 5 月 31 日、平成 22 年 8 月 10 日 平成 22 年 9 月 28 日、平成 22 年 12 月 1 日 平成 23 年 3 月 16 日 実施
(3) 試験問題の水準調整の状況	【能開則第 63 条の 9 第 1 項に関する事項についての状況】 上記(2)のとおり指定試験機関技能検定委員会を開催した。また、事業計画において 2 級・3 級実技試験のため、技能検定試験水準調整会議を平成 22 年 6 月 20 日 東京にて実施の予定であったが、各地区首席の集合が難しいことから、本部にて意見集約の上、各地区別に 1 回づつ実施した。
2 技能検定試験の実施等 (1) 公示・公表の状況 ① 実施公示の状況	【技能検定実施計画において規定される指定試験機関が行う実施公示の状況】 受検案内リーフレットを作成し、技能検定試験の実施について次のとおり配布した。 ・実施予定地区及びその周辺県に存する雇用・能力開発機構センター (北海道、新潟、埼玉、神奈川、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、兵庫、和歌山、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、沖縄) ・その他配布希望のあった団体 また、協会が運営するホームページ上においても、技能検定試験の実施について掲載した。

<p>② 実技試験問題の概要</p>	<p>【平成 12 年総務庁勧告に対する状況】 協会が運営するホームページ上において、実技試験問題の概要を次のとおり公表した。</p> <p>第 1 回試験 公示日：平成 22 年 4 月 16 日 第 2 回試験 公示日：平成 22 年 6 月 25 日 第 3 回試験 公示日：平成 22 年 8 月 12 日 第 4 回試験 公示日：平成 22 年 10 月 14 日 第 5 回試験 公示日：平成 22 年 12 月 27 日</p>
<p>③ 合否基準及び試験問の正答の公表</p>	<p>協会が運営するホームページ上において、合否基準及び試験問題の正答を次のとおり公表した。</p> <p>・合否基準の公表</p> <p>第1回試験 公示日：平成22年3月23日 第2回試験 公示日：平成22年5月20日 第3回試験 公示日：平成22年7月12日 第4回試験 公示日：平成22年9月13日 第5回試験 公示日：平成22年12月27日</p> <p>・正答の公表</p> <p>第1回試験 公示日：平成22年5月17日 第2回試験 公示日：平成22年7月26日 第3回試験 公示日：平成22年9月13日 第4回試験 公示日：平成22年11月15日 第5回試験 公示日：平成23年2月28日</p>
<p>(2)受検申請書の受付の状況</p>	<p>【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p> <p>・第 1 回試験 受付期間：平成 22 年 3 月 23 日 ～ 平成 22 年 4 月 13 日 3 級 学科試験・実技試験 受付受検申請数：153 件</p> <p>・第 2 回試験 受付期間：平成 22 年 5 月 20 日 ～ 平成 22 年 6 月 11 日 2 級 学科試験・実技試験 受付受検申請数：176 件 3 級 学科試験・実技試験 受付受検申請数：528 件</p> <p>・第 3 回試験 受付期間：平成 22 年 7 月 12 日 ～ 平成 22 年 8 月 3 日 3 級 学科試験・実技試験 受付受検申請数：205 件</p> <p>・第 4 回試験 受付期間：平成 22 年 9 月 13 日 ～ 平成 22 年 10 月 4 日 1 級 学科試験 受付受検申請数：33 件 2 級 学科試験・実技試験 受付受検申請数：132 件 3 級 学科試験・実技試験 受付受検申請数：421 件</p> <p>・第 5 回試験 受付期間：平成 22 年 12 月 27 日 ～ 平成 23 年 1 月 17 日 1 級 実技試験 受付受検申請数：21 件 2 級 学科試験・実技試験 受付受検申請数：209 件 3 級 学科試験・実技試験 受付受検申請数：719 件</p>
<p>(3)受検資格審査及び試験免除資格審査の状況</p>	<p>【能開則第 64 条の 7 及び第 65 条の 2 の運用状況】 受検資格及び試験免除資格を審査した結果、受検申請者並びに試験免除申請者のすべてが該当する受検資格及び試験免除資格の要件に合致した。</p>

<p>(4) 受検票等の交付に係る状況</p>	<p>【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】 申請事項が適正なものに対して、受検票を受検申請者あて次のとおり発送した。</p> <p>第 1 回試験：平成 22 年 4 月 27 日 第 2 回試験：平成 22 年 7 月 7 日 第 3 回試験：平成 22 年 8 月 23 日 第 4 回試験：平成 22 年 10 月 25 日 第 5 回試験：平成 23 年 2 月 4 日</p>
<p>(5) 実技試験の実施の状況</p>	<p>【法第 47 条第 1 項に関する事項についての状況】</p> <p>第1回試験：平成22年5月16日（日） 3級：東京</p> <p>第2回試験：平成22年7月25日（日） 2級：岩手、宮城、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、岡山、福岡、沖縄</p> <p>岩手地域は、団体から受験申し込みがあったため、変更申請のうえ、試験を実施した。 兵庫、香川地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p> <p>3級：北海道、岩手、宮城、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、岡山、広島、福岡、佐賀、沖縄</p> <p>岩手地域は、団体から受験申し込みがあったため、変更申請のうえ、試験を実施した。 兵庫、香川地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p> <p>第3回試験：平成22年9月12日（日） 3級：東京、新潟、大阪</p> <p>新潟、大阪地域は、団体受験用地域として試験を実施した。</p> <p>第4回試験：平成22年11月14日（日） 2級：宮城、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、岡山、福岡、沖縄</p> <p>岩手、兵庫、香川地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p> <p>3級：北海道、宮城、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、岡山、広島、福岡、佐賀、沖縄</p> <p>岩手、兵庫、香川地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p>

	<p>第5回試験：平成23年2月27日（日）</p> <p>1級：東京</p> <p>2級：岩手、埼玉、東京、神奈川、新潟、愛知、大阪、岡山、福岡、沖縄</p> <p>岩手、新潟地域は、団体受験用地域として試験を実施した。</p> <p>宮城は</p> <p>栃木、千葉、兵庫、香川地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p> <p>3級：北海道、岩手、宮城、埼玉、東京、神奈川、新潟、愛知、 大阪、岡山、広島、福岡、佐賀、沖縄</p> <p>岩手、新潟地域は、団体受験用地域として試験を実施した。</p> <p>栃木、千葉、兵庫、香川地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p>
(6) 学科試験の実施の状況	<p>【法第47条第1項に関する事項についての状況】</p> <p>第1回試験：平成22年5月16日（日）</p> <p>3級：東京</p> <p>第2回試験：平成22年7月25日（日）</p> <p>2級：北海道、岩手、宮城、埼玉、東京、神奈川、愛知、 大阪、岡山、広島、福岡、佐賀、沖縄</p> <p>北海道、広島、佐賀地域は、団体受験用地域として試験を実施した。</p> <p>岩手地域は、団体から受験申し込みがあったため、変更申請のうえ、試験を実施した。</p> <p>兵庫、香川地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p> <p>3級：北海道、岩手、宮城、埼玉、東京、神奈川、愛知、 大阪、岡山、広島、福岡、佐賀、沖縄</p> <p>兵庫、香川、地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p> <p>岩手地域は、団体から受験申し込みがあったため、変更申請のうえ、試験を実施した。</p> <p>第3回試験：平成22年9月12日（日）</p> <p>3級：東京、新潟、大阪</p> <p>新潟、大阪地域は、団体受験用地域として試験を実施した。</p> <p>第4回試験：平成22年11月14日（日）</p> <p>1級：東京</p>

	<p>2級：北海道、宮城、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、岡山、広島、福岡、佐賀、沖縄</p> <p>北海道、広島、佐賀地域は、団体受験用地域として試験を実施した。岩手、兵庫、香川地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p> <p>3級：北海道、宮城、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、岡山、広島、福岡、佐賀、沖縄</p> <p>岩手、兵庫、香川地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p> <p>第5回試験：平成23年2月27日（日）</p> <p>2級：北海道、岩手、宮城、埼玉、東京、神奈川、新潟、愛知、大阪、岡山、広島、福岡、佐賀、沖縄</p> <p>北海道、岩手、新潟、広島、佐賀地域は、団体受験用地域として試験を実施した。</p> <p>栃木、千葉、兵庫、香川地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p> <p>3級：北海道、岩手、宮城、埼玉、東京、神奈川、新潟、愛知、大阪、岡山、広島、福岡、佐賀、沖縄</p> <p>岩手、新潟地域は、団体受験用地域として試験を実施した。</p> <p>栃木、千葉、兵庫、香川地域は、団体受験用地域として計画していたところ、団体から受験申し込みがなかったため、試験を実施しなかった。</p>
(7) 試験の合否判定等の状況	<p>【法第47条第1項に関する事項についての状況】 合否判定基準に基づき、次のとおり合格判定を行った。</p> <p>第1回試験：3級 108名</p> <p>第2回試験：2級 98名、3級 353名</p> <p>第3回試験：3級 131名</p> <p>第4回試験：2級 54名、3級 256名</p> <p>第5回試験：1級 11名、2級 68名、3級 497名</p> <p>・学科試験・実技試験両方の免除を受ける資格のある者からの受検申請分は、第5回試験において、1級 7名、3級 1名であった。</p>
(8) 合格者の発表等の状況	<p>【法第47条第1項に関する事項についての状況】</p> <p>・合格決定日</p> <p>第1回試験：平成22年6月17日</p> <p>第2回試験：平成22年8月27日</p> <p>第3回試験：平成22年10月13日</p> <p>第4回試験：平成22年12月17日</p> <p>第5回試験：平成23年3月31日</p>

	<p>・ 合否通知書発送日：いずれも合格決定日と同日</p>
<p>(9) 合格証書の交付等の状況</p>	<p>【法第 49 条、能開則第 68 条の 2 に関する事項についての状況】 平成 22 年度は 1 級に係る合格証書については、厚生労働省より 50 枚の支給を受けその内 11 枚を使用し 11 枚を合格者に宅配便にて郵送した。 その他の合格証書については、次のとおり作成し、合格者宛宅配便等にて送付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 級： 220 枚 ・3 級： 1345 枚
<p><u>3 その他合格証書の再交付等の状況</u></p>	<p>【法第 49 条、能開則第 69 条に関する事項についての状況】 合格証書再交付の申請は 3 級 2 名より申し出があったため、技能士台帳に記入の上、3 級 2 枚の合格証書を再交付した。</p>